（法第三条第二項の書面の交付）

第三条　法第三条第二項に規定する書面の交付をするときは、第一条第一項から第五項まで及び次条の規定を準用する。

２　法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合（第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条第一項から第三項までに掲げる事項を閲覧することができなくなったときを除く。）とする。

一～三　［略］

（法第四条第三項の事項）

第四条　［略］

（法第三条第二項の書面の交付）

第五条　法第三条第二項に規定する書面の交付をするときは、第一条第一項から第四項まで、第三条、前条及び次条の規定を準用する。

２　法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合（第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条に規定する事項を閲覧することができなくなったときを除く。）とする。

一～三　［同上］

（法第四条第三項の事項）

第六条　［同上］

（措置命令書等の送達）

第五条　法第九条第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第七条において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。

２　［略］

（公示送達の方法）

第六条　［略］

（更正決定）

第七条　［略］

（措置命令書等の送達）

第七条　法第九条第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第九条において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。

２　［同上］

（公示送達の方法）

第八条　［同上］

（更正決定）

第九条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第九十三号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件（平成五年大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	住所	名称	住所
［略］	［略］	［同上］	［同上］
秋田ふるさと農業協同組合	秋田県横手市駅前町六番三十三号	秋田ふるさと農業協同組合	秋田県横手市駅前町六番二十二号
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ちちぶ農業協同組合	埼玉県秩父市太田二千六百二十七番地一	ちちぶ農業協同組合	埼玉県秩父市上野町二十九番二十号
［略］	［略］	［同上］	［同上］
金沢中央農業協同組合	石川県金沢市赤土町リ十五番地一	金沢中央農業協同組合	石川県金沢市入江一丁目一番地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
京都農業協同組合	京都府南丹市八木町八木東久保二十九番地一	京都農業協同組合	京都府亀岡市余部町天神又二番地本館
［略］	［略］	［同上］	［同上］
茨木市農業協同組合	大阪府茨木市上穂積二丁目一番五十号	茨木市農業協同組合	大阪府茨木市上穂積二丁目一番五十号
大阪市農業協同組合	大阪府大阪市平野区加美鞍作二丁目二番一号		
［略］	［略］	［同上］	［同上］
和歌山県農業協同組合	和歌山県和歌山市美園町五丁目一番地の一	紀北川上農業協同組合	和歌山県橋本市高野口町名古曽九百二十二番地の二
鳥取いなば農業協同組合	鳥取県鳥取市湖山町東五丁目二百六十一番地	鳥取いなば農業協同組合	鳥取県鳥取市行徳一丁目百三番地
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。